

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正案に係る意見の募集について 厚生労働省



水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条の規定に基づく水道水質基準項目が変更されることを受け、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号。以下「施行規則」という)第 4 条に基づく水質検査項目の一部を改正するほか、その他所要の措置を講ずるため、施行規則の一部を改正する改正案をまとめ、平成 25 年 9 月 20 日から平成 25 年 10 月 21 日までの期間でパブリックコメントを募集しました。

改正内容については、以下の通りになります。

- (1) 飲料水の水質検査項目に「亜硝酸態窒素」を追加する(施行規則第 4 条)
- (2) その他所要の改正を行う

また、施行期日は平成 26 年 4 月 1 日としています。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録水質検査機関として長年の実績があります。是非一度ご相談ください。

資料 2013 年 9 月 20 日付 厚生労働省ホームページ

生活環境箇所 大塚卓也